

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松江市長

市町村名 (市町村コード)	松江市 (32201)
地域名 (地域内農業集落名)	川原地区 (川原、福原下、中尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 9月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は、地域の農業者個々人で営農を行っており、今後、 圃場整備を機に集約し、農地所有適格化法人(株式会社を予定)として法人化する計画である。法人設立後は法人が集積を行っていく計画。法人設立までは引き続き現在の耕作者が継続耕作する。法人設立時には地域計画を見直すもの。

【地域の基礎的データ】

主な耕作者:利用者8経営体、主な作物:水稻、野菜 ほか、細かい畑が点在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・栽培作物は水稻をメインとするが、補完作物として収益性の高い高収益作物の生産について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金の活動エリアのうちの地目が田及び畑かつ農振農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の農業者個々人により継続耕作し、圃場整備後は法人(会社法人を予定)集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・原則として、地域内の水田(圃場整備対象地)は、中間管理機構を通じ主な耕作者に貸し付ける。その他の農地については耕作者と協議する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・10年以内に本地域について基盤整備事業(農業農村整備事業)を実施する予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県やJAなどの関係機関と地域が連携し、法人化の育成支援を図り、経営体の確保に努める。また、後継者候補は、現在のJAにて営農指導員として知識や技能を習得し、市、県、JAなどの関係機関が地域と連携し経営基盤を整えるよう務める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じてサービスを利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣被害対策を行い耕作地の保全を図る。
- ③スマート農業について、ドローンやGPS付作業機器を導入し、作業の効率化・省力化を図る。
- ⑦地域ぐるみで農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行い、中心的な経営体の負担の軽減を図る。
- ⑧農業用施設について、地域の水稲が一元処理できるような施設の検討を行う。